

グローバルスタートアップ成長支援事業 仕様書

【事業名称】 グローバルスタートアップ成長支援事業

【履行期間】 契約締結日～令和6年3月31日

1 目的・事業概要

政府は2022年11月策定の「スタートアップ育成5か年計画」において、創業したスタートアップの「規模の拡大」が重要であると位置づけ。将来においては、ユニコーン100社創出を目指すこととされている。大阪においても、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの拠点形成を目指しており、将来の大阪経済をけん引するスタートアップは、グローバルで活躍する、規模拡大型のスタートアップである。

このため、将来の大阪経済をけん引するような規模拡大型スタートアップの輩出に向けて、スタートアップの海外進出モデルを創出し、支援手法のレベルアップを図る。

具体的には、次のとおり事業を実施する。

- (1) グローバル展開を視野におくアーリー期以降の在阪大学発スタートアップ又は大阪に本社機能を有するスタートアップのうち、革新的な技術を有する「ディープテック」と呼ばれるようなスタートアップを対象として、海外進出に向けた事業計画の策定や本格的生産に向けた伴走支援等のアクセラレーションプログラムを実施。
- (2) 大阪・関西を投資対象とするスタートアップ向けファンドによる投資の促進に向けて、出資者となりうる大阪・関西資本企業（以下「LP候補企業」という。）を中心として、首都圏ベンチャーキャピタリストや大阪・関西のスタートアップを含めたコミュニティの形成。
- (3) 大阪府が実施するスタートアップ関連施策への活用を見据え、本事業をとおして得られるスタートアップの海外展開支援に関するノウハウを蓄積する。

<KPI>

- I 支援対象企業による具体的な海外進出計画の策定 5社程度
- II 令和5年度に、大阪・関西を投資対象として組成されるスタートアップ向けファンドによる投資件数 3件以上
- III 首都圏ベンチャーキャピタリスト・LP候補企業・スタートアップ交流会及びピッチイベントの開催 1回
- IV 首都圏ベンチャーキャピタリストによるメンタリング（相談） 20回以上

<用語の定義>

- ・ディープテック
革新的な技術を有するスタートアップ（サービス系を除く）
- ・LP 候補企業
大阪関西においてスタートアップファンドが組成される際に、出資者の候補となりうる大阪・関西資本の企業、金融機関 等
- ・首都圏ベンチャーキャピタリスト
首都圏の独立系ベンチャーキャピタルに所属するベンチャーキャピタリスト

2 委託業務の内容及び提案を求める事項

次の（１）～（３）の業務を実施。

（１）アクセラレーションプログラム

〔目的〕

ディープテックの成長の加速と海外進出を支援するため、試作品や製品の実用化・商用化に向けた支援と、定期的・継続的な対話や助言によって自発的な成長を促すメンタリングや海外進出を支援するために必要な海外マーケットのリサーチ、海外進出に向けた海外市場関係者等との交流機会の提供等の支援を行う。また、これら支援を通して、ディープテックが具体的な海外進出計画を策定することを目指す。

※アクセラレーションとは

定期的・継続的な対話や助言によって自発的な成長を促すメンタリングや、他のスタートアップや支援者等との人脈を作るネットワーキングなどの支援を通じて、スタートアップの成長を加速させることをいう。

〔実施内容〕

① 支援対象者の選考

○支援対象者の募集・審査・採択の一切の業務を実施すること。

○支援対象者の募集方法は、公募とすること。

○募集対象者（次の a～d のすべての条件に該当すること）

a.ディープテックであること。

b.大阪府内に本部を有する大学又は大阪府以外の関西圏（京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）に本部を有しかつキャンパス（ただし、サテライトキャンパスを除く（※1））を大阪府内に有する大学を対象とした大学発ディープテック（※2）若しくは大阪府内に本社機能を有するディープテック。

（※1）サテライトキャンパスとは、大学の HP で「サテライトキャンパス」と表記されるようなキャンパスをいう。

（※2）大学発ディープテックの例

1. 大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたスタートアップ

2. 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究等を行ったスタートアップ
 3. 既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けたスタートアップ
 4. 大学と深い関連のある学生スタートアップ
 5. 大学系 VC からの出資がある等その他、大学と深い関連のあるスタートアップ
- c. グローバル展開を志向していること。
- d. 具体的な製品または試作品をもち、概ね PoC（Proof of Concept：「概念実証」新しい手法などの実現可能性を見出すために、試作開発に入る前の検証）を終えているスタートアップ
- 応募者確保のため、ディープテックへの周知を広く行うこと。
- 支援対象者は5社程度とすること。
- 採択にあたっては、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、複数（3～5名程度）審査員により決定すること。人数及び選定については大阪府と十分に協議のうえ、公正に選考すること。
- 事業の目的を踏まえ、審査員については専門的知見をもつ有識者とし、ベンチャーキャピタリストを1名以上含めること。
- 支援対象者の選考にあたっては、事業の目的の達成に向けて、海外進出の可能性が高いと考えられるスタートアップを選考すること。

【提案を求める事項】

- 応募者を確保するための実効的かつ実現可能な手法を具体的に提案すること。
- 事業の目的を踏まえた審査員候補を提案すること。

② アクセラレーションプログラム

- プログラムは、様々な分野に精通した専門家によるメンタリング等を組み合わせて、スタートアップの成長に最適な設計をすること。
- 試作品や製品の実用化・商用化に向けた支援を行うこと。
- 海外進出に向けた事業計画の立案やブラッシュアップ等のメンタリングを定期的を実施すること。
- 国内外の起業経験者、投資家、様々な事業分野の専門家等、スタートアップの海外進出支援に関する知見や経験を有する者をメンターとして3名以上、配置すること。
- 設置するメンターの属性については、過去のスタートアップの支援実績を重視すること。
- 事業の実施にあたっては、通訳の手配など必要な措置を講じること。

【提案を求める事項】

- アクセラレーションプログラムについて、記載事項に留意のうえ、本事業の目的を達成するための具体的計画を提案すること。例えば、市場分析に強みをもつ海外地域や、当該地域へ進出意欲をもつ支援先候補となるスタートアップの募集方法などについて、提案すること。

- 本事業の目的を達成するため、効果的と考えられるメンターの候補をあげるとともに、メンターを質的かつ量的に確保し、効果的に選定、配置する方法について提案すること。
- 支援にあたっては、支援機関等が開催するイベントとの連携など、ディープテックの成長の加速と海外進出を支援するための効果的な手法を提案すること。
- 海外進出計画の策定を支援するにあたり、実効性を有すると考えられる手法等を提案すること。

(2) コミュニティの形成と活用

〔目的〕

LP 候補企業同士が緊密に情報交換できる場として交流会を開催し、LP 候補企業のコミュニティ形成を図る。また、交流会において、コミュニティに参加するLP 候補企業と首都圏ベンチャーキャピタリストとの接点創出を図ることで、大阪・関西のスタートアップへのリスクマネー供給に向けた民間ファンド組成の機運を醸成する。また、コミュニティを活用し、LP 候補企業や首都圏ベンチャーキャピタリストと大阪・関西のディープテックの交流の機会を設けるとともに、大阪・関西のディープテックがパートナーキャピタリストに個別にメンタリングができる場を設けることで、資金調達やオープンイノベーションの機会を創出する。

〔実施内容〕

① 首都圏ベンチャーキャピタリストをパートナーキャピタリストとして登録

- 首都圏で独立系のベンチャーキャピタルに所属するベンチャーキャピタリストのうち大阪・関西のスタートアップ・エコシステムの発展に寄与する意思をもつ首都圏キャピタリストを5者以上登録し、リスト化する。

※関西域外で活動する、上記と同等以上の経験・実績をもつキャピタリストは対象としてよいが、大阪府と協議すること。

※本事業は“キャピタリストの大阪への呼び込み”が目的あることから、既に大阪及び同じ経済圏である関西を拠点にしているキャピタリストは除く。

② 個別メンタリング会の開催

- 『(1) アクセラレーションプログラム』の支援対象のディープテック又は大阪府内に本社機能を有するディープテックが、パートナーキャピタリストと個別に事業計画のブラッシュアップなどの相談ができるメンタリング会を開催すること。
- メンタリングは、1件あたり30分～1時間程度とする。
- メンタリングの件数は、20件以上とすること。

③ 交流会及びピッチイベントの開催

- 『(1) アクセラレーションプログラム』による支援を受けたディープテック、LP 候補企業、パートナーキャピタリストが一同に会する交流会を1回以上開催すること。
- 交流会においては、『(1) アクセラレーションプログラム』による支援を受けたディープテックを登壇企業に含めたピッチイベントを開催すること。
- ピッチイベントについては、関係者に向けたオンライン同時配信とすること。

【提案を求める事項】

- ・ディープレックとLP 候補企業との交流の場を設けることで、ディープレックの資金調達とオープンイノベーションを促進する目的であることに留意し、効果的な手法を提案すること。
- ・交流会の開催にあたっては、事業の目的に合致した参加者を集める効果的な手法を提案すること。なお、在阪経済団体との連携について、大阪府と協議・連携することは可能なものとする。

(3) 支援手法のまとめ

〔目的〕

本事業を通して得られるディープレックの海外展開支援に関するノウハウを蓄積することで、今後の府が実施するスタートアップ関連施策への活用を図る。

〔実施内容〕

- ① 支援対象のディープレックや本事業に参加したLP 候補企業に対して、本事業の目的を踏まえたアンケートを実施。アンケートの内容と実施時期は、大阪府と協議すること。
- ② 本事業を通して得られるスタートアップの海外展開支援に関する効果的かつ実行可能性が高いと考えられる支援手法に関する所見をまとめ、事業実施報告書を作成し、大阪府へ提出すること。

【提案を求める事項】

事業の目的を踏まえ、報告する具体的内容を提案すること。

3 委託金額の上限

30,519,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アクセラレーションプログラム	← 募集・選定 →			← 支援プログラム →					
パートナーキャピタリストの登録	← →								
個別メンタリング会				← 適切な時期に実施 →					
交流会（及びピッチイベント）					← 第1回イベント →		← 第2回イベント（必要に応じて実施） →		
(Ⅲ) 支援手法のとりまとめ									← →

5 業務実施上の留意点

(1) 事業全般に関する留意事項

- 支援事業の一部を有償とする場合には、受注者が支援対象者から直接収入することなく、支援対象者が費用を直接負担することを原則とする。
- 交流会等に係る飲食費は支援事業費に含まない。
- 本事業における支援対象者への支援は、前記(1)～(3)のとおりであり、投融資による支援は含まない。

(2) 事業実施にあたり起用すべき人材・体制

- これまでにスタートアップの海外展開支援の実績を有し、海外エコシステムとのつながりやスタートアップが海外展開をするにあたって必要となる知識や経験をもつ人材を、本事業の運営として起用すること。具体的に起用する人材像については、大阪府と協議すること。

(3) 事業の分析・評価の実施等

- 本事業の実施において判明した課題やニーズなどについて調査・分析し、随時事業に反映させるとともに大阪府へ報告すること。

(4) 関係者との連絡・調整

- 本事業の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。

(5) 事業実施体制について

- 適正な業務遂行のための人員体制（スタッフ構成）や全体スケジュール、コンプライアンス、個人情報保護、守秘義務の遵守に関する組織内体制について、十分に整備すること。

(6) その他

- 大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。
- 別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席すること。
- ホームページ、ブログ及びSNSなどインターネットの活用においては、公の事業として不適切な内容とならないよう、記事の掲載に留意すること。

6 委託事業の一般原則等

- 契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- 業務開始時まで業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- 業務の実施に際し、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、受託者は当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- 契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

《同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置》

- 業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。
- 受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- 本事業の実施で得られた成果、価値、情報（個人情報を含む）等については発注者に帰属します。
- 本事業の受託期間終了後は、本事業により獲得した人脈、ネットワークおよび権利関係等本事業の一切について、必要に応じて発注者及び発注者が指定する他の事業者へ円滑に引き継ぎを実施してください。
- その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。

7 書類の保存

- 受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

8 委託事業の実施報告

- 受注者は、事業終了時に事業全体を通じた取組内容・結果・成果を大阪府へ報告すること。また、実施報告の際は、『2（3）支援手法のまとめ』に定める支援手法をまとめた報告書を併せて提出するものとする。
- 大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、これに協力すること。

9 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合

- 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受注者で協議の上、業務を遂行すること。